

令和5年度 第2回阪南市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和5年12月21日(木) 16時00分～17時00分
場 所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	<p>&lt;会長代理&gt; 阪南市立中学校長代表 鳥取中学校長 中山 孝一</p> <p>&lt;委員&gt; 泉南警察署生活安全課 少年係長 徳山 貴久</p> <p>岸和田子ども家庭センター 相談対応第一課 総括主事 川端 真由美</p> <p>阪南市人権推進課 課長 戸崎 美津弘</p> <p>阪南市こども支援課 課長 工藤 健二</p> <p>阪南市立小学校長代表 舞小学校長 中西 俊文</p> <p>大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和</p>
事務局	<p>阪南市教育委員会事務局 学校教育課長代理 両口 通寛</p> <p>阪南市教育委員会事務局 学校教育課長代理 花元 英夫</p>
傍聴者	なし
欠席者	<p>阪南市教育委員会事務局 学校教育課長 石原 慎</p>

協議内容

①開会

②会長挨拶

③議事

- (1) 対応に困るいじめ事案について
- (2) 校外でおこるトラブルについて
- (3) 数年前のいじめ事案について

会議の要旨

(事務局)

事務局の宣言により開会。

(事務局)

出席者は過半数に達しているので開会する。

(事務局)

開会の前に、人事異動で委員が変わったので紹介する。阪南市役所内の人事異動があり、子ども支援課長が新しく工藤健二課長に代わり、本会の委員もお願いすることになった。よろしく願う。

本日会長の学校教育課の石原課長が欠席していることを伝える。阪南市いじめ防止対策連絡協議会等条例の第6条の3で、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」とあるため、本日は会長の指名する代理として、鳥取中学校長の中山校長に会長の代行をお願いする。

(会長代理)

急な代理となるがよろしく願うしたい。  
事務局より、会長挨拶の代読をお願いする。

(事務局)

会長が欠席することとなり申し訳ないが、今回もよろしく願う。

今年は5月から新型コロナウイルス感染症が5類扱いとなって以後、小中学校においても、コロナ禍以前の日常生活に戻りつつある。最近はコロナよりインフルエンザでの学級閉鎖がみられる状況となっている。

いじめの認知件数は今年度も増加している。学校で、積極的に認知している成果であると感じている。ここでの話を校長会や園長会でも紹介し、いじめの認知の感度をあげていきたいと考えている。

本日も1時間と短い時間となるが、よろしく願う。

(事務局)

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としている。本日の傍聴人はない。

議事録への公開について承認が必要である。

意見、質問などないか。

(全委員)  
～承認～

(会長代理)  
承認されたものとする。

## 議事

(会長代理)  
続けて本日の議事について進めていきたい。  
先ほどもいじめは積極的に認知しているという話があったが、現在のいじめ認知などの状況について事務局より説明願う。

(事務局)  
国の問題行動調査や、府の問題行動調査と比較したところ、不登校については、国や府より少ないものになっている。小学校でのカウンセラーを他市よりも手厚く活用できていることと、中学校にて校内教育支援センターの活用が徐々に広まっていることや、各校が不登校や不登校になりそうな児童・生徒やその家庭と丁寧にかかわってくれていることが成果につながってきているのではないかと感じている。ただ、増加はしているので、今後も不登校状態にある家庭への支援について、研究を進めていきたいと考えている。

いじめの認知については、国よりも多く認知しており、大阪府の認知率と同程度認知されていることから、積極的な認知につながっていると感じている。しかしながら、いじめでつらい気持ちになる児童・生徒はあるので、今後も積極的に認知し、正しく対応していきたいと考えている。

積極的に認知する中で、学校が対応に苦慮する事案はどのようなものがあるか、事務局が見えていない具体的なものを確認するように会長から聞いている。小学校、中学校での状況について聞かせていただきたい。

(会長代理)  
中学校ではされた側が嫌だと感じた場合は、いじめとして認知し、対応している。暴力行為でカウントされるものであっても、された側が嫌だと感じられる場合は、いじめとしても認知している。認知については、困る場面もある。例えばの話であるが、AさんとBさんがいて、AさんがBさんと遊ぼうと誘ったけれど断られた。その日、実はBさんはAさんと遊ばずに、Cさんと遊んでいることが分かった。Aさんは非常に嫌な気持ちになった。このことを、家庭からもいじめではないかと訴えがある。傷ついた、嫌な気持ちになったというものはいじめとして認知すべきであることはわかるが、こんなときに対応をどのように進めるべきか、困るときがある。また、SNSでのいじめは見たものについては対応しているが、見えない部分も大きく、氷山の一角でしかないように感じている。小学校ではどうか。

(委員)  
登校することが難しい状況になってしまっている児童が、ずいぶん時間がた

った後、「過去にこんなことを言われたのが嫌だった」と表現することがあったりするが、実態がないと思われることもある。そんな時にどのように調べていくのかということが課題になるときもある。

(事務局)

SSW としてかかわる中で、どのような事案があるか。

(委員)

どちらの話もよく聞く事案であるかとも感じる。被害の子にも思いはあって、「あの子のあれが嫌だった」ということもある。人間関係ですごく傷ついたということもあるが、もともとの関係がどうだったのかも確認が必要で、成長、発達段階の中で、きっかけで出てくることもある。いじめの調査をすることも大切であるが、普段の学校生活をどう担保していくのかを考えたいうえで対応をイメージしていくことが大切だと思われる。

(委員)

いじめのトピック的なものになるかも知れないが、毎年、部落解放同盟の政策懇談会で、いじめについての話も確認している。前回の回答についても、いじめの認知件数と、人権差別事象との件数の乖離があり、昨年も共有しているが、いじめは人権問題であると捉えるとしている。先ほどの話についても、子どもたちの背景に踏み込んで対応し、人権擁護という立場も盛り込まれているので、今できている対応をすべての教員にいきわたるように進めてほしい。

(事務局)

不登校状況にあって、いじめがあったかもしれない情報があれば、疑いがある時点で重大事態として対応する必要がある。調査や聞き取りについて難しい部分もあるが、「この案件について調べます」ということをしなくても、無記名でアンケートをとることなどもできる。指導についても、「いじめ」という言葉を必ず使わなければならないものではないと、ガイドラインなどにも記載されている。どのような調査をするのか、どのように指導するのかなどについても、被害側の保護者としてしっかり確認し対応してすることが大切である。指導の内容についても、「いじめ」という言葉を使わずに指導したものを、いじめとして認知することもできる。何より学校ではではないのが、1人の教員の判断で「いじめではない」と判断することである。必ず情報を共有し、組織として対応したということを記録に残すようにしてほしい。

(会長代理)

中学校でも SNS でトラブルになるケースも散見されているが、小学校での実際はどうか。

(委員)

写真を撮って、その写真をグループ LINE に流す。その画像が拡散されていく事案などがあり、その都度聞き取り、調査をして、拡散しないようにしている。

(会長代理)

中学校では警察にお願いしなければならないかもしれない事案があった。SNSなども含めたデジタル技術は、子どもたちの方が長けている。SNS上でのいじめにつながる事案については人権無視で、内容は非常に幼いものであるが、学校でその都度指導はしている。加害側に指導が入りにくく、解決が難しいケースがあった。

(委員)

大阪府は今、インターネット上の差別について、取り締まりを大きく変えている。発信者の特定も行うもので、大きな事案のものになるので、小中学校に直接かかわるものではない。6月に東京高裁で、部落総監をネットで販売していたものについて判決が出た。部落解放同盟の名簿に載っている人物で、差別されない権利を訴えたものであった。発信については、発信した本人に責任があり、罰則規定が設けられることとなった。TikTokやXでの発信は、ハッシュタグをつければ誰でも見ることができるようになる。安易にスマホがあるから作成できる。仲間内で誰でもできるので、自分もされたということから、どんどん広まっていくことがある。国も、インターネットやSNSでの差別について、本腰を入れつつある。大人にも罰則があることを、子どもたちにも伝えていくことは必要かもしれない。

(会長代理)

小学校でSNSトラブルの未然防止としてどのような取組をしているか。

(委員)

インターネットリテラシーについて、KDDIに来てもらって話してもらっている。いじめについて、SNSの事例をあげ、何がダメか、なぜダメなのかを、4、5、6年生で実施している。

(会長代理)

中学校でも人権課題について、1年生で障がい者理解、2年生で部落問題学習など、差別についての学習をしている。勉強はしているが、定着しない子が増えているように感じている。どうしてダメなのかが、伝わらない。理解させることが昔より難しくなっている。このあたりについてアドバイスなどあればいただきたい。

(委員)

親自身がSNS上でいじめを助長する場合もあると聞いている。子どもが発信した内容を見て、親がさらに発信することも増えている。メディアリテラシーや、インターネットリテラシーについての研修を、市民に向けて実施している。大人にも課題はがあるので、学校ではそのあたりも含めて指導するようにしていってほしい。

(会長代理)

関係諸機関の対応の中で、いじめやSNSトラブルなども含めて、学校の対応で「こんなことには気を付けておけば防ぐことができたのでは」ということは

あるか。

(委員)

子ども家庭センターは直接のかかわりはない。いじめについては窓口が明確になっているため、相談は教育委員会や学校にされているように感じる。まれに相談者が、学校などの対応について納得されない場合、児童相談所で何とかできないのかという相談があるが、対応の相談ではなく、被害の子どものケアについての相談になる。

(委員)

気を付けることといえば、記録になるかと思われる。「あの時はこう言ったはずだ」と、自分の都合のいい答えに変えていくことは多い。記録がないと対応できなくなる。しばらくたってからの相談になることもあって、その時に「記録がないので」と話すと、そこから別のトラブルが始まることになる。いじめについては、小学校6年生で実施している。警察でも駄目だと話をすることで、理解してもらっている。

(委員)

SNSのトラブルなどについては、学級や学年での啓発など、毎回そこまで進めていってほしい。頭では分かっているが、落とし込むことができない。実際のこととしてわからせていく。会話の中で面白いと言ってしてしまう。後で悪いとわかるけれど、その時にしてしまう。親からも言われず、傷つけないコミュニケーションの取り方が身につけていない子が多くみられる。回数多く学ばせていくことも必要だと感じる。

(会長代理)

SNSも絡めて、他市町からの情報も含めると、いじめとは話が少しずれるかもしれないが、いわゆる「グリ下」で生じる課題などについて、泉南署管内や、岸和田子ども家庭センターの管内で生起する事案はあるか。

(委員)

中学生にとっては、薬が身近になっている。卒業生が絡んでいる案件は多い。府が統計を出しているが、やはり高校生以上が多い。去年の同時期と比べれば、減少している傾向にある。摘発は続いている。薬物の規範意識は下がっている。昔は薬物は怖いというイメージがあったが、オーバードーズをするとどうなるかなどの情報が数多く流れている。中には、大麻は自然界にあるものだから、大丈夫という話も流れている。大阪市内に行くと、たばこを吸っている未成年は本当に少ない。たばこから、大麻につながることも多くみられる。警察としては、補導活動で何とか抑えているが、タバコなどの補導については、南に下がるほど多い。府内でも泉州はとびぬけている。

(委員)

保護者が大麻を使用しているなどの事案も多い。泉州はやはり多い。大麻に対するハードルが低く、非行少年が興味を持ってしまう。大麻は非常に近くにあると思われる。

(委員)

大麻の前の咳薬の過剰摂取などもある。手に入りやすい。昔はつながりがある人が止めてくれていたように感じるが、今は止めてくれない。家庭がさみしくて、居場所がなくて、つながりを求めてグリ下に行く。周りの大人がどうやって戻していくか。周りの大人のかかわりが大切になってくる。

(会長代理)

家庭が協力的でない家も多い。「困っているからどうにかしたい。助けて」という反応があれば、学校はたくさんの支援を検討することができる。しかし、家庭が「もういい」とネグレクトになってくると、連絡も取りづらくなる。学校としてどんな対応ができるか議論もする。通告という手段もあるが、例えばこんなことができればという話はあるか。

(事務局)

ちょうど昨日、薬物乱用防止講習会に参加してきた。依存症対策、府警本部なども来ており、心のドクターの話聞くことができた。依存症になっている場合、孤独や孤立を感じているケースが多い。そこで聞いた話の中に、戦争で、ヘロインなど、薬物を使用しないと戦うことができない環境があり、そこで中毒になってしまうけれど、家に帰って子どもと過ごすことで、家族のぬくもりがあれば回復するケースもあるという話もあった。家族の協力がなければ、回復は難しいと考えられる。保護者の支援を変えていこうとすると、保護者の成育歴にまでさかのぼることになる。学校はあくまで子どもの成長を見守る場所なので、家庭の保護者支援については、関係諸機関にお願いするしかないのではないかと考えられる。

(委員)

学校でこんなことができると一般的な話になるのではなく、個別に対応を検討するものだと考えられる。やはり、非行などでかかわる子の成育歴を見ると、認められてこなかった、受け入れてもらえなかった等、家庭背景を考えていないから怒られてきた子が多い。家庭背景を考えたときに、怒らず、受け入れてあげることも必要で、それを続けていくべきである。非行傾向の高い子は、まずはトランプやゲームなどをすることなどで受け入れるところから一緒に考えていくことが必要である。

(委員)

小学校では、薬物の指導になじみがない。不登校状況にある場合、受け入れられる空間があれば、学校に来ることもある。その空間をどう作るか。空間があっても、人をどうするか。どうしても小学校ではひっ迫してしまう。いじめの聞き取りも、しっかりと話を聞いて解決に進めていきたいが、担任は授業に入っており、聞き取りがなかなか進まないことが悩ましい。

(会長代理)

ここでの話の内容とは変わってしまうが、小中の対応は大きく変わる。小学校は圧倒的に人が足りない。中学校は教科担任制ということもあり、1、2時

間は授業のない時間がある。小学校は、担任が1時間目から6時間目までずっと一緒にいることになる。中学校は、4クラスに対し、6人の教員が配置されている。小学校とは圧倒的に人数差がある。小学校は大変。国が数を見直すことをしないと解決できないと考えられる。不登校についても、中学校では校内教育支援ルームを作り、授業のない教員を付け、プログラムを組んで無駄なく様々な状況にある不登校に対応している。府も、今年から不登校対策の支援員を付ける事業を実施してくれている。校内教育支援ルームを子どもの居場所にして、クラスにつないでいくことができた。小学校にこういった制度はないのか。

(事務局)

府教委とやり取りする中で、市内で中学校1校、小学校1校でその事業を実施している。不登校がめだつ学校に人を配置し、校内支援ルームを今年から作っている。「今日は教室が無理」となっている子が、校内支援ルームで過ごすということもしている。時間はかかったが、校内支援ルーム、保健室、通級指導教室を活用して、教室に戻ることができた子もいる。人と場所があれば不登校も改善していく。

(会長代理)

人と場所の確保が大変である。こういった事例が積み重なり、文部科学省まで伝わっていくことで、教育の制度が変わっていけばと感じる。

本市の事案として、20年以上前の学校の教員とのトラブルについての相談や、15年前のいじめの事案について記録があるかの問い合わせがあったと聞いている。他市町でも継続した案件があるだろうが、対応が長引く事案は虐待などでもあるか。

(委員)

子家センとしては、相談の入り方は不登校状態があったのちに家庭内暴力に発展し、きっかけは小中学校時代にいじめがあったという話はよく聞く話である。学校もその都度、十二分に対応しているけれど、学校に対するイメージの低下や、背景が家庭にある場合も多い。つらさをぶつける場所も必要なので、学校に言う。掘り下げていくと、家庭に問題がある場合もある。虐待家庭であったり、そもそも生活基盤が成り立っていなかったり、SOSを出す力が弱かったり。何かあればここに相談するようにと伝えるが、子どもから相談することは難しいことも多い。子どもが自分で解決するということは難しい問題がある。

(会長代理)

人権相談にも対応が長期化する案件はあるか。

(委員)

正直、驚いている。人権推進課では、DVなどの相談などもあるが、大人は、不快だと感じたタイミングで相談に来てくれる。何らかの発信がある。生命や財産の危機にある時は、一時保護や避難をする。長期にわたる相談は、ほぼない。地域になじめないということから話が長くなる場合もあるが、その場合は、

市民福祉課の重層的支援体制構築事業でSOSを地域にだしていってもらうことになると考えられる。

(委員)

短いも長いも、それぞれの考え方に左右されるものもある。20年以上前も、同じように考えたのか、判断は難しい。昔はどうとらえて、今はどうとらえているのか、整合性はどうかとることができるのか。証拠はどうかにもつながる。不当な扱いがあったことをどう明らかにできるのか。様々な方法でアプローチはするが、家庭も地域も変化してきている。その中で、家族が孤立している場合があり、家族の中で、個人が孤立している場合もある。そのような中で、さまざまな問題が起きる。家族以外のかかわるところや居場所がなくなることで、社会のつながりが必要になってきているように感じる。

(会長代理)

事務局から、資料についての話はあるか。

(事務局)

昨年第3回において、重大事態の対応の点検項目をどうするのかであったり、各校の取組をどのように把握していくのかなどについてご意見をいただいている。手元に資料を配付しているが、今年になって、文部科学省から、重大事態の対応についてのチェックリストなども届いた。

国が示したチェックリストであるが、市で活用するにあたり、「もっとこういうところに気を付ける方がよいのでは」など、意見をいただきたいと思い、資料を配付したが、本日はもう時間が来た。次回、第三回の議題にしたいと考えるので、それまでに一読いただければと感じている。

(会長代理)

まだまだたくさんの意見を聞きたいが、ここで終了時間となる。今回はこれにて終了する。

(事務局)

令和5年度第2回いじめ問題対策連絡協議会はこれで終了する。次回は令和6年3月ごろの開催を予定していることを共有する。

(事務局)

事務局の宣言により閉会